

高知県精神保健福祉協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における精神保健福祉に関する事項について、県民の代表者等の意見を聴き、これを施策に反映させるため、高知県精神保健福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 高知県の精神保健福祉施策に関すること
- (2) 高知県入院者訪問支援事業における入院者訪問支援事業実務者会議から報告される実施状況や課題等をもとにした事業の進め方についての検討や見直しに関すること
- (3) その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、10人以内とし、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会務を処理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会は、精神保健福祉に関し協議を行い、また、県からの意見聴取等に対しては回答する。
- 3 協議会は入院者訪問支援事業推進会議を兼ねるものとし、入院者訪問支援事業実務者会議から報告される実施状況や課題等をもとに事業の進め方について検討や見直しを図る。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員その他専門的知識を有する者で構成する専門委員会を設け、検討を委任することができる。この専門委員会及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を、子ども・福祉政策部障害保健支援課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。